

産業厚生常任委員会報告（抜粋）

1. 審査の結果 採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

2. 審査の内容

観光経済課長及び担当職員出席のもと、詳細な説明を受け、利用実績の確認と今後の利用見込み、県内市町の料金の比較等について審査しました。

審査の結果、適切なものであると判断しました。なお、次の項目について強く申し入れをします。

- (1) 利用料金については、あくまで上限額であるので、実料金を設定するには慎重に検討されたい。
- (2) 利用料金を改定する際は、今後施設の整備充実に留意されたい。
- (3) 利用者に対し料金の改定を行う際は、事前に十分な周知を図られたい。
- (4) 利用者の安全性や利便性向上に努められたい。

議案第52号 松田町寄テニスコートの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例【討論】

反対討論

井上 栄一 議員

私は、議案第52号松田町寄テニスコートの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論を行います。

この一部改正の条例は、寄テニスコートの利用料金について利用者に受益者負担をしてもらうため料金を増額する一部改正です。受益者負担を増額するが、寄テニスコートはコートの人工芝も手を入れ補修張替え等の対策が必要であり危険性ははらんでいるのが現状です。また、今後のリニューアルや改修の予定もないため、料金の増額は維持管理費に対する財源補填となるだけです。

近隣のテニスコートの使用料金等を比較しても、同等な利用料金でも寄テニスコートにおけるコートやトイレ駐車場などの設備とは違います。そうした近隣施設との設備面等を考慮しないで安直に1時間1000円を2000円とする条例改正には反対です。

松田町民の利用が多い寄テニスコートです。安直な値上げで町民の利用を控えさせない、町民の福祉向上のための施設であるべきです。

また、寄りやま運動広場の改正条例と同様に料金設

定が利用料金の上限額を条例で定める方式としています。

寄テニスコートのこれまでの利用料金は、今までは1時間1000円の条例規定額の1/2、500円+消費税を徴収していました。

今後の条例改正後の徴収見込み金額は、町内居住者は条例規定額の1/2、1000円+消費税を実際の徴収額とする改正であり、町民等に対して非常に分かりにくい条例とする一部改正です。

そして、この条例のように上限設定し、利用料金と金額の範囲内での執行を定めるような料金徴収の方式は、執行者、指定管理者の裁量で利用料金を決めることができる規定となり、町民・利用者の負担を決める権利を持つ議会として、一つの金額を議決し、町民にご負担いただくという条例議決権に対し、不適当な条例改正であり、この一部改正条例で料金の上限設定をする規定を正さなかった点についても強く反対します。

以上、本議案に対する反対討論とさせていただきます。

賛成討論

中津川 定雄 議員

議案第52号 松田町寄テニスコートの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の立場として討論させていただきます。

みやま運動広場の場合と同じですが、使用料等に関する他の条例では金額イコール使用料となっています。井上議員がおっしゃるとおり上限額の設定についてはこの様なやり方で良いのか疑問がありますが、今後の課題として捉えておきたいと思えます。

今回については、本条例のとおり、これまで同様上限額を設定し幅を持たせた中で適切な使用料を決定していくことで良いと考えます。

町民の実際の使用料については1/2減免になるので一時間当たり最大1000円になります。近隣他町のテニスコートの使用料に比べると若干高いですが、今後の付帯施設の利便性向上の財源として活用すべきであると考えことから賛成するものです。